別表（第5条関係）

国頭村指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

|  |  |
| --- | --- |
| 　規程第8条第1号から第8号に該当する指定工事業者について、次の区分に従い処分を行う。 |  |
| １．指定の取り消し |  |  |  |
| 　指定の要件を欠くに至ったとき、又は違反行為が故意かつ悪質なものと認められるとき、又は重過失と認められるとき。 |
| ２．指定の効力の停止（停止６月以内） |  |  |  |
| 　違反行為が故意又は重過失によるものであるが、指定の取消しを斟酌すべき特段の事情があるとき。 |  |
| 　 | 　 |  | 　 | 　 |
| 違　反　項　目 | 根　拠　規　定 | 関　係　法　令　条　文 | 違　　　　反　　　　内　　　　容 | 処　分　内　容 | 指　　　導　　　方　　　法　　　等 |
| 水道法 | 水道法施行規則 |
| 不正申請 | 規程第８条第１号 | 第25条の11第１項第８号 | 　 | １．不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。 | 指定取消し | ○事実が判明したら、速やかに取消しを行う。 |
| 指定要件違反 | 規程第８条第２号 | 第25条の11第１項第1号 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | （第２５条の３） | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | （第１項第１号） | 第21条 | １．事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 | 指定取消し | ○「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | この指導に従わない場合は、指定を取消す。 |
| 　 | 　 | （第１項第２号） | 第20条 | ２．水道法施行規則で定める機械器具を有しなくなったとき。 | 指定取消し | ○水道法施行規則で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に対し欠けている機械器具を備え付けるように指導する。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | この指導に従わない場合は、指定を取消す。 |
| 　 | 　 | （第１項第３号イ） | 　 | ３．成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの。 | 指定取消し | ○指定工事業者が個人の場合は「廃止届」を提出するように指導する。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。 |
| 　 | 　 | （第１項第３号ハ） | 　 | ５．指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者であることが判明したとき。 | 指定取消し | ○一律に指定を取消す。 |
| 　 | 　 | （第１項第３号ニ） | 　 | ６．業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 | 　 | 再犯の場合や悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取消す。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 | 指定停止６月以下 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | ②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 | 指定停止６月以下 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 | 指定停止３月以下 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 | 指定停止６月以下 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | ⑤その他の違反行為 | 指定停止６月以下 | 　 |
| 届出義務違反 | 規程第８条第３号 | 第25条の11第１項第３号 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | （第２５条の７） | 第34条 | １．事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。 | 指定取消し | ○変更届を速やかに提出するように指導する。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。 |
| 　 | 　 | 　 | 第35条 | ２．休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。 | 指定取消し | ○休止届、廃止届、再開届を速やかに提出するよう指導する。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。 |
| 給水装置工事主任技術者選任等義務違反 | 規程第８条第４号 | 第25条の11第１項第２号 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | （第２５条の４） | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | （第１項及び第２項） | 第21条 | １．給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 | 指定取消し | ○選任届、解任届を速やかに提出するように指導する。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | この指導に従わない場合は、指定を取消す。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | ２．給水装置工事主任技術者が２以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。 | 指定停止３月以下 | ○兼任を解くよう指導し、解任届を提出させる。 |
| 事業の運営基準違反 | 規程第8条第５号 | 第25条の11第１項第4号 | 第36条 | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | （第２５条の８） | 第１号 | １．給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。 | 指定停止１月以下 | ○工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。 |
| 　 | 　 |  | 第２号 | ２．配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。 | 指定停止１月以下 | ○技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終的に判断をする。 |
| 　 | 　 | 　 | 第３号 | ３．村長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 | 指定停止６月以下 | ○具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。（水道法施行令第５条を除く。） |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指名停止を決定する。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | この指導に従わない場合は、指定を取消す。 |
| 　 | 　 | 　 | 第５号イ | ４．水道法施行令第５条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 | 指定停止６月以下 | ○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | この指導に従わない場合は、指定を取消す。 |
| 　 | 　 | 　 | 第５号ロ | ５．給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 | 指定停止３月以下 | ○適正な機械器具を備え付け使用するように指導し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | この指導に従わない場合は、指定を取消す。 |
| 　 | 　 | 　 | 第６号 | ６．指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から３年間保存しなかったとき。 | 指定停止３月以下 | ○記録の作成・保存を指導する。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | この指導に従わない場合は、指定を取消す。 |
| 工事施行に関する義務違反 | 規程第８条 | 第25条の11第１項第５号 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 第６号 | （第２５条の９） | 　 | １．給水装置の検査の際、村長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。 | 指定停止３月以下 | ○当該指定工事業者から事情を聴取して指導する。この指導に従わない場合は、指定を取消す。 |
| 　 | 第７号 | 第１項第６号 | 　 | ２．給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 | 指定停止３月以下 | ○当該指定工事業者から事情を聴取して指導する。この指導に従わない場合は、指定を取消す。 |
| 　 | 第８号 | 第１項第７号 | 　 | ３．施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。 | 指定停止６月以下 | ○水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、文書で注意する。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | この指導に従わない場合は、指定を取消す。 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | また、法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取消す。 |